

諮問庁 豊能町長 上 浦 登 様

豊能町情報公開審査会
会長 梶 哲



答申書

令和7年2月7日付けで諮問のあった、令和7年2月7日付けで審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。)が提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、豊能町情報公開審査会(以下「審査会」という。)において審査した結果、次のとおり答申します。

主 文

豊能町長が請求人に対して令和7年1月10日付け「情報開示決定通知書」(豊能総政第315号)によってした処分(以下「本件処分」という。)については、別紙所掲の文書を含む情報開示決定に変更するのが妥当である。

理 由

第1 事実の概要

1 本件は、豊能町情報公開条例(平成16年豊能町条例第3号。以下「条例」という。)に基づく情報開示請求に対し、実施機関である豊能町長(以下「実施機関」という。)が全部開示決定をしたにもかかわらず、情報開示請求者である請求人が、当該決定により開示対象となった情報の中に本来開示されるべき情報が含まれていないこと等を主張して、開示されていない情報の開示等を求めた審査請求の事案である。

2 本件審査請求に至る経過

(1) 請求人は、令和6年11月14日付けで、実施機関に対して、条例第6条第1項の規定により次の情報の開示請求をした(以下「本件開示請求」という。)

「スマートシティ事業に関連して、豊能町が国あるいは大阪府と行なった協議、相談、打合わせ(対面、電話、メールなどを含む)の実施日時、担当者、相手方の役職氏名、内容などを記載した担当者(町長、副町長を含む)メモ、ないしは文書、業務日誌、出張記録簿などの文書一切。(2022年度～2024年度の全て)」

(2) (1)の情報開示請求に対し、実施機関は次の①～④の情報を特定し、本件処分により全部開示することと決定した。

① 3人の町職員の出張命令簿

② 令和5年1月19日付け起案書「令和4年度第2次補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(TYPE1/2/3)に係る事前相談(計画書等)の提出について」(豊能ま第208号)

③ 令和5年4月12日付け起案書「令和4年度デジ田採択事業の事業継続について」(豊能ま第13号)

④ 令和5年8月18日付け起案書「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)TYPE2/3に係るKPIの計測について」(豊能ま第93号)

(3) 請求人は、令和7年2月7日付けで本件処分について本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人

(1) 審査請求の趣旨

審査請求書には「本来開示されるべき資料が開示されておらず、また、条例に定められた開示期限を正当な理由なく遅延させたことに対して、改めて開示することを求めるものである」と記載されている。

(2) 審査請求の理由

① 請求人が開示請求したのは「スマートシティ事業に関連して、豊能町が国あるいは大阪府と行なった協議、相談、打合わせ（対面、電話、メールなどを含む）の実施日時、担当者、相手方の役職氏名、内容などを記載した担当者（町長、副町長を含む）メモ、ないしは文書、業務日誌、出張記録簿などの文書一切。

（2022年度～2024年度の全て）」であったにもかかわらず、開示された文書は、請求人が求めた開示内容に全く応えていないものであり、実質的には不開示に近いといわざるを得ない。

上記のうち、なんとか開示されたのは、わずかに出張命令簿のみである。請求人が知りたいのは、例えば、令和5年8月18日起案の「デジ田交付金にかかるKPIの計測について」であれば、それを大阪府に提出した後、大阪府とどのような協議をしたのかであり、その「実施日時、担当者、相手方の役職、氏名、内容」についてである。そうした内容が記載された情報の開示を請求しているのに、そうした情報については「不存在」とも書かないまま、完全にスルーしている。

出張命令が出され、出張した後には当然のことだが出張内容について記載した「復命書」が書かれ、それが保存されているはずである。電話で協議した場合には、その内容を記載したメモが少なくとも課内で共有、あるいは回覧され、重要なものについては上司に報告されているはずである。メールでの協議であれば、そのメールが保存されていなければならない。それらは私的な性質のものではなく、あくまで公的な性格を有しており、情報開示の対象となるべきものである。

しかるに、実施機関は、そうした「復命書」やメモ、メールなどについて、存在しているかどうか不明かにしていない、存在を認めた上で全部又は一部を非公開にする扱いもしていない。

このことから感じられるのは、情報公開に真摯に応じようとせず、町民に対して隠せるものなら隠しておきたいという不誠実な実施機関の姿勢だといわざるを得ない。これは極めて不幸なことであり、行政に対する町民の信頼を著しく損なうものである。

② 本件処分により情報が開示されたのは、開示請求から2ヶ月近く経過した後であり、条例の趣旨から明らかに逸脱したものである。

条例第12条及び第13条の定めるところに従えば、請求人が令和6年1月14日にした情報開示請求について、本来であれば同年1月28日までに開示決定をしなければならず、それができずに期間を延長する場合（最大でも同年12月13日まで）には、「開示請求者に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」のである。しかし、所定の期限内にそうした書面が請求人に届くことは一切なかった。

しびれを切らした請求人が、開示請求から43日後の令和6年12月26日になって担当部局である総務課に電話を入れ強く迫ってはじめて、その翌日12月27日付けで「情報開示決定等期間延長通知書」が出された。しかし、同通知書の記載も条例第13条ではなく条例第12条第2項を根拠に挙げたものであり、条例に照らせば明らかにおかしなものである。また同通知書に「延長する理由」として挙げられている「開示請求の対象となる行政文書が大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査等に想定外の時間を要したため」というのも、実際に開示された文書がわずか4点しかなかったことから判断すると、きわめて疑わしい。

③ 以上から、本件処分は本来開示されるべきものを開示しない不当なものであり、開示手続においても顕著な不備があるため、開示した資料は改めて開示されるべきである。

(3) 弁明書に対する反論

実施機関の弁明は、豊能町文書取扱規程（昭和57年訓令第3号）、豊能町事務決裁規程（平成9年訓令

第16号)及び豊能町職員服務規程(平成9年訓令第16号)に反し、あるいはこれらの規程を軽視したものである。

① 豊能町文書取扱規程第2条は、「文書はすべて正確かつ迅速に取り扱いつねに処理経過を明らかにし、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。」と規定している。また同規程第18条では起案文の作成要領が定められ、簡易なものの取り扱いの特例も示されている。ところが、起案をせず口頭によることができるものの規定は一切ない。

② 豊能町事務決裁規程別表第1では、決裁事項及び決定区分が示されている。それらのうち、「照会・報告・通知・回答等」の事項に属するものについて、決定区分は「特に重要なもの」から「軽易かつ定例的なもの」まで分類され、専決者が定められているところであるが、決裁方法については特に規定されていない。ここでも口頭による報告を決裁する方法は定められていない。これらのことから、会議や打ち合わせでの報告は口頭を前提としていないことが窺える。にもかかわらず、弁明書では、「上司への報告は口頭で行っていることから、メモを管理していない」としている。これは基本的に豊能町事務決裁規程に基づかずに業務が遂行されていることを自ら認めるものであり、不当といわざるを得ない。

さらに言えば、豊能町のスマートシティ事業は総事業費が4億円近い大きな事業であり、豊能町の将来を賭けたパイオニア的な事業であったはずである。そうした重要な事業について、大阪府や国との協議について対面での協議、電話やメールによる協議について、その実施日時、担当者、相手方の役職、氏名、内容などについて全く記録を残していないとは到底信じることができないし、万一そうであるならば、行政の継続性・一貫性がどのように担保されているのか、極めて疑問である。

③ 豊能町職員服務規程第7条第2項は、「出張した職員はその用務が終わったときは速やかに帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし軽易な事項については口頭で復命することができる。」としている。開示された3名の職員の出張命令簿を見る限り、簡易で口頭で復命できるような事項は見当たらない。特に、令和5年8月22日のスマートシティに関する打ち合わせについては、大阪府と対面で協議を行ったとしているが、この協議は次年度以降のKPI実施について決めるものであり、復命書の作成が免除されるような簡易なものとは到底いえない。仮にこれを上司が認めたならば、豊能町事務決裁規程に適合せず、服務の根本基準について定める豊能町職員服務規程第2条にも抵触すると言わなければならない。

さらに、国との協議については、令和6年7月1日に開催された豊能町議会全員協議会において、高木副町長は「どこに相談しているのか」という質問に対して「内閣府です」と明確に答弁している。しかし、それに関する記録が存在しないのであれば、その事実があったのかについてすら疑念を抱かざるを得なくなるのであり、どちらにしても到底納得できるものではない。

④ 以上のとおり、国や大阪府との協議についての文書は作成されておらず不存在であり、各出張の復命が口頭でなされたために文書が作成されておらず不存在であるという実施機関の弁明は到底信用できないものであるため、再調査を求めるものである。

なお、審査請求理由書で指摘した開示の遅延について、実施機関は弁明書の中で全く触れておらず、これは請求人の主張を全面的に受容したものと考えている。

2 実施機関

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は棄却されることが適当である。

(2) 弁明の理由

① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第2条第2項において、「行政文書」とは、「……当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と規定されている。

「担当者(町長副町長を含む)メモ」は、対象となる職員に確認したところ、備忘録として個人的にメモ

を作成することはあったが、あくまでも当該職員の個人的便宜のため作成されたものであり、上司等への報告に当たっては口頭で行っていることから、当該メモは組織的に用いるものとして管理されていない。

② 本件処分により、担当課が保管するスマートシティ事業に関する文書綴の中から、本件開示請求の対象に該当する文書を探索し、3点を開示したものである。

なお、請求人が求める令和5年8月18日起案の「デジ田交付金に係るKPIの計測について」を大阪府に提出した後の大阪府との協議内容については、同年8月22日に担当部長および担当課長が直接大阪府と対面で協議を行ったところであるが、当該協議に関する復命書等は作成していない。

また、本件開示請求に係る業務日誌及び業務日誌に準ずる書類については、他の業務においても作成する運用がなく、この業務においても作成していなかった。

出張記録簿については、本件開示請求に該当する出張記録を含んだ出張命令簿を開示したものである。

第3 審査会の審議の経過

令和7年5月16日 第1回審議

令和7年6月23日 第2回審議

第4 審査会の判断の理由

(1) 本件開示請求の対象となった、スマートシティ事業に関連して豊能町が国又は大阪府と行った協議等に関する情報について、実施機関は4件の情報を特定して本件処分において開示を決定したが、弁明書において、それ以外に、スマートシティ事業に関連する「担当者（町長・副町長を含む）メモ」について、担当職員が備忘録として個人的にメモを作成することはあったが、当該職員の個人的便宜のため作成されたものであり、組織的に用いるものとして管理されていないと主張する。察するに、条例による開示の対象となる「情報」（条例第2条第2号）に該当しないと主張であろう。

また、実施機関は、弁明書において、本件処分において開示した4件の情報のほか、大阪府との協議内容に関する復命書等や業務日誌については作成がされていないと主張した。

(2) しかし、本件審査請求に関する審査の中で、審査会が実施機関に調査を求めたところ、次の各文書について所在が判明した。

①令和5年8月22日大阪府打合せ資料

（大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課宛て令和5年8月22日付け

「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）TYPE 2／3に係る

KPIの計測について」（豊能ま第93号）と題するもの）

②令和5年9月28日大阪府打合せ資料

③出張命令簿（総務部長の出張に係るもの。令和6年4月3日から同年7月5日までにつき記載）

(3) これらの文書は、条例による開示対象となる「情報」に該当するとともに、スマートシティ事業に関する大阪府との協議に関する文書であって、本件開示請求の対象に該当すると認められるから、これらの文書を見落として、これらの文書を含めないまま情報開示を決定した本件処分は違法である。

また、これらの文書のいずれについても、条例第7条各号所定の不開示情報は記録されていないことが認められる。したがって、本件開示請求に対し、実施機関はこれらの文書を含めた開示決定をすべきであったといえることができる。

(4) 他方、請求人は、本件処分が条例第12条の定める開示請求の日から起算して30日という期間内になされず、期間延長に当たって条例第13条の求める通知も30日以内にはなされなかったことを主張している。たしかに、本件処分が条例第12条所定の期間内になされず、期間延長に当たって条例第13条の求める通知も令和6年12月27日となって、同条所定の期間内になされなかったことが認められ、このような取扱い。条例の各規定にかんがみ違法というほかはない。しかし、仮に本件処分を取り消して改めて

何らかの開示決定をしたとしても、もはや時間を遡って条例所定の期間内の処分をしたことにならないから、これらの点を違法事由として本件処分の取消しや何らかの開示決定を求めることはできない。

(5) 以上のとおり、本件処分は違法であって本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第69号）第46条第1項の定めるところにより、諮問庁は処分庁でもあるから、本件処分を(2)所掲の①ないし③の文書を含めた情報開示決定に変更し、請求人のその余の請求は棄却するのが妥当である。よって、主文のとおり答申する。

(別紙)

①令和5年8月22日大阪府打合せ資料

(大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課宛て令和5年8月22日付け
「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）TYPE2/3に係る
KPIの計測について」（豊能ま第93号）と題するもの)

②令和5年9月28日大阪府打合せ資料

③出張命令簿（総務部長の出張に係るもの。令和6年4月3日から同年7月5日まで
につき記載）